平成２９年（フ）第８８３６号
神奈川県川崎市幸区小向仲野町２―11―301
破産者　福井　一郎
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８５５号
東京都葛飾区亀有３丁目49番６号、商業登記簿上の本店所在地東京都葛飾区新宿３丁目13番16号
破産者　有限会社オークラ
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８５６号
東京都葛飾区新宿３丁目13―16
破産者　大倉　　学
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８６６号
東京都杉並区高円寺南２丁目49番11号、商業登記簿上の本店所在地東京都港区南青山５丁目６番９号
破産者　株式会社ジー・ティー・エム
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９０２号
東京都中野区新井５丁目11番６号
破産者　ダイアミ建設株式会社
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９０３号
東京都練馬区上石神井３丁目30―９―103
破産者　飯野　直敬
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９５５号
東京都青梅市師岡町４丁目８―41
破産者　宮岡　孝介（旧姓新山）
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９６８号
東京都江東区塩浜２丁目９番８―301号
破産者　桜介護センター株式会社
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９６９号
東京都江東区塩浜２丁目９―８―301
破産者　浅野　富美
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９７０号
東京都新宿区築地町４番地
破産者　株式会社ユーテック
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０１８号
東京都渋谷区渋谷１丁目22番10号　ＴＢミヤシタビル４Ｆ
破産者　株式会社ピース
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０１９号
神奈川県横浜市港北区綱島西４丁目15―17―303
破産者　竹内慎治こと　竹内　真二
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０５６号
神奈川県横浜市都筑区早渕１丁目17番24号
破産者　有限会社神東建設
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０５７号
東京都足立区弘道１丁目24―３―307
破産者　山畑　廣海
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０６３号
東京都新宿区早稲田鶴巻町522番地
破産者　株式会社ＮａＣｌ
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０６４号
千葉県船橋市三山４丁目28―13
破産者　塩入　正治
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０９０号
東京都渋谷区渋谷２丁目２番２号
破産者　株式会社ブランドジャパンサービス
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０９１号
東京都新宿区四谷坂町10番14―406号、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区坂町27番地２　プレミール市ヶ谷406
破産者　株式会社フィオレンツァ
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０９２号
東京都新宿区四谷坂町10―14―406
破産者　川根　　文
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５５１号
東京都足立区東綾瀬２丁目３―４　ベルフラッツ　５Ａ、開始決定上の住所東京都豊島区池袋３丁目８―９―302
破産者　三瓶　佑佳
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５５８号
東京都台東区橋場２丁目10―１
破産者　伏見　正美
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部